

新型コロナワクチン接種情報

※10月31日現在の情報をもとに作成しているため、急遽変更となる場合があります。

☎ 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎75・6676



市ホームページ

オミクロン株対応2価ワクチン※の接種間隔が3か月に短縮されました

接種対象者

※従来株とオミクロン株に対応したワクチン

初回(1・2回目)接種を完了している12歳以上の方で、**前回接種から3か月以上経過している方が対象です。**オミクロン株対応2価ワクチンは1人1回接種できます。

オミクロン株対応2価ワクチンの種類	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者	
		12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン [BA.1対応型/BA.4-5対応型]	×	○	○
モデルナ社ワクチン [BA.1対応型]	×	×	○

2種類のワクチン(BA.1対応型とBA.4-5対応型)がありますが、いずれもオミクロン株と従来株の2種類の成分を含んでおり、従来型ワクチンを上回る効果と、今後の変異株にも有効である可能性が期待されています。

接種券

前回接種から3か月经過後をめぐりに郵送します。

3回目または4回目の接種券が届いている方で、オミクロン株対応ワクチンをまだ接種していない方は、お手元の接種券が使用できます。紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。



新型コロナウイルスワクチン接種券在中と記載されています。

オミクロン株対応2価ワクチン Q&A

Q1 オミクロン株対応2価ワクチンは何回接種するのですか。

A1 1回です。過去の接種歴の違いにより、オミクロン株対応2価ワクチンの接種が3・4・5回目になる場合がありますが、いずれの場合でも現時点では接種は1回になります。

Q2 BA.1対応型ワクチンを接種した後は、BA.4-5対応型ワクチンを接種するのですか。

A2 現時点では、オミクロン株対応ワクチン(BA.1対応型またはBA.4-5対応型)の接種は1人1回のため、接種できません。その後のワクチン接種については、今後、科学的知見などの収集に努める中で国において検討されることとなります。

Q3 新型コロナウイルス感染症になりました。オミクロン株対応2価ワクチンはいつ接種できますか。

A3 療養期間が終了し、体調が回復していれば、感染からの期間にかかわらず、接種は可能です。



接種予約、接種券の再発行などお問い合わせはコールセンターへ(予約はWEBでも可)

電話
上田市新型コロナワクチンコールセンター(9:00~17:00)
☎0570-079-567
(ナビダイヤル)
☎0268-75-7181

WEB予約サイト
24時間対応

初回(1・2回目)接種がまだお済みでない方

初回(1・2回目)接種は、従来型ワクチンでの接種となります。オミクロン株対応2価ワクチンは、1・2回目接種が完了しないと接種できません。

新型コロナワクチンの接種期間は令和5年3月末までと示されています。オミクロン株対応2価ワクチンでの追加(3回目)接種をご希望の方は、年内に1・2回目接種を完了することをご検討ください。

乳幼児(生後6か月~4歳)のお子さんのワクチン接種が始まります

- 対象の方には接種に関するご案内をお送りしています。詳しくは市ホームページをご確認ください。
- 接種するワクチンは、ファイザー社の生後6か月~4歳用ワクチンです。



毎年12月4日~10日は人権週間です



日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月4日~10日の1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開しています。人権は、誰もが生まれながらに持っている、自分らしく幸せに生きていくための権利です。一人ひとりが幸せに生きる権利を持った、かけがえのない存在であるという認識を持ち、あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を尊重し合える社会を築いていきましょう。

人権擁護委員による人権悩みごと相談所

人権週間に合わせて開設します。申込不要、料金無料です。お気軽にご相談ください。日時・場所は、22ページの「相談コーナー」をご覧ください。

☎ 人権男女共生課 ☎23・5393

12月10日~16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国際社会をあげて取り組むべき課題とされています。

第50回 ふれあい・人権の集い

料金無料 申込不要

一人ひとりからの発信、誰もが人権文化の発信者であるという意識を持ち、気づきから学び、考えましょう。

日時 12月10日(土) 14:00~16:30(開場 13:30)
場所 丸子文化会館 セレスホール
内容 丸子・武石地域小・中学校による人権作文発表・実践発表
竹花摩耶氏(ソプラノ)、木内貴大氏(ピアノ)による人権コンサート

☎ 丸子地域教育事務所 ☎42・6682



竹花摩耶氏 木内貴大氏

毎年12月3日~9日は障害者週間です

障がいのある人が社会・経済・文化など、あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法に基づき、「障害者週間」を定めています。障がいのある、なしにかかわらず、誰もが地域や職場、学校などで人格と個性を尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現を目的としています。

この週間や県の条例制定をきっかけに、障がいのある方とない方との心のふれあいの場を広げましょう。

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」

令和4年4月に県が制定した条例で、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会と、安心して暮らせる社会を目指しています。

長野県が制定

手話でお話しします 文字でお伝えします

耳の聞こえない方とのコミュニケーション方法のひとつに、手話がありますが、上小圏域では昨年創立50周年を迎えた上小手話サークルがあります。

上小手話サークル 会員の証として、真田紐でできたストラップ付きの赤いペンケースをバッグや首にかけて携帯しています。ペンケースには、「聞こえにくい方のお手伝いができますよ」という意味のマークがデザインされています。困ったときに、このペンケースを身に付けている人を見かけたら、手話で話しかけてください。



※ペンケースは、障がい者の方々が就労している就労継続支援A型事業所(self-CPF)の協力により制作されました。



「手話」と「友達」の意味のマークがデザインされています



☎ 障がい者支援課 ☎23・5158